

平成25年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省25-⑭)

施策名	目標4-1 国内及び国際的な循環型社会の構築					
施策の概要	循環型社会形成推進基本計画等を着実に施行して国内における循環型社会の構築を図るとともに、3Rイニシアティブに基づいて国際的な循環型社会構築を図る。					
達成すべき目標	循環型社会形成推進基本計画に基づき定められた、資源生産性の向上、循環利用率の向上、廃棄物最終処分量の削減等の目標を達成するとともに、3Rイニシアティブに基づき国際的に3Rを推進することにより、循環型社会の形成をめざす。					
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	640	725	682	679
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	(※記入は任意)	-
		合計(a+b+c)	640	725	(※記入は任意)	-
執行額(百万円)	589	606	(※記入は任意)	-		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	インフラ輸出戦略(平成26年6月3日) 第2章4.(4) 2ポツ目 p24 第3章 1 国別取組 7ポツ目 p30 第3章 4 大洋州 現在の取組状況 1ポツ目 p34					

測定指標	資源生産性(GDP÷天然資源投入量)(万円/トン)	基準値	実績値					目標値	達成
		12年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	32年度	○
		24.8	33.9	37.9	37.5	38.6	-	46	
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	-	
	循環利用率(循環利用量÷総物質投入量)(%)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		12年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	32年度	○
		10.0	14.1	14.9	15.3	15.2	-	17	
	年度ごとの目標	-	-	-	-	-	-	-	
	廃棄物最終処分量(百万トン)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		12年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	32年度	○
56		22	18.8	19.2	17.4	-	17		
年度ごとの目標	-	-	-	-	-	-	-		

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) ②(目標達成) 各行政機関共通の5段階区分を記入 (判断根拠) 循環利用率、廃棄物最終処分量の目標値については、「第二次循環型社会形成推進基本計画」(平成20年3月閣議決定)で設定した平成27年度目標を平成20年度時点で達成している。また、資源生産性については、平成21年度以降横ばい傾向にあるものの、目標値に近い実績値であることから、施策の進展が見られる。(なお、達成度合いは、平成12年度から平成32年度目標に向けて、各指標の値が線形に推移することを想定した場合の、平成23年度の値を基準に判断している。平成27年度目標値: 資源生産性: 42万円/トン、循環利用率: 14~15%、最終処分量2,300万トン)
	施策の分析	測定指標の中で、未だ平成27年度目標値を達成していない資源生産性は、GDPを我が国に投入される天然資源等投入量で割った値であり、日本全体の経済と資源の動向を把握するためのものであるため、循環型社会の形成に向けた個々の取組がどの程度目標の達成に貢献しているのかの判断が難しい。このため、同目標値の達成状況については、同じく第三次循環型社会形成推進基本計画において設定されている取組指標(循環型社会ビジネス市場規模、国民の意識・行動に係る指標等)の実績値等にも留意する必要がある。
	次期目標等への反映の方向性	【施策・測定指標】 第三次循環型社会形成推進基本計画(平成25年5月閣議決定)中の指標の妥当性及び指標と実際の取組の関連性については毎年度中央環境審議会循環型社会部会等において検討を行っており、今後も引き続き同基本計画の指標・目標の妥当性及びその進捗状況についての評価点検を行いながら、同基本計画の取組の着実な進展を図る。その際、UNEP国際資源パネル等において議論されている物質フロー指標の質の向上、国際的な比較に向けたデータ整備の取り組み等の国際的な議論を踏まえつつ、当該指標の設定の妥当性等について検討していく。

学識経験を有する者の知見の活用	・第三次循環型社会形成推進基本計画中の指標について検討する循環基本計画に係る指標等に関する検討会等を設置し、指標・目標の妥当性等について専門家の知見を伺った。また、基本計画に記載された施策(2R(リデュース(廃棄物等の発生抑制)及びリユース(再利用)))に係る施策、地域循環圏に係る施策等)についても、取組を進展させるための方策等について検討会を設置し、専門家の知見を伺った。
-----------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	「第二次循環型社会形成推進基本計画」(平成20年3月閣議決定) 「第三次循環型社会形成推進基本計画」(平成25年5月閣議決定)、「循環型社会形成推進基本計画に係る物質フロー及び指標について」(平成26年3月環境省廃棄物・リサイクル対策部循環型社会推進室)
---------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

担当部局名	大田目房廃棄物・リサイクル対策部企画課 循環型社会推進室	作成責任者名 (※記入は任意)	循環型社会推進室長	政策評価実施時期	平成26年6月
-------	---------------------------------	--------------------	-----------	----------	---------

平成25年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省25-15)

施策名	目標4-2 各種リサイクル法の円滑な施行によるリサイクル等の推進					
施策の概要	各種リサイクル法の円滑な施行等により、リサイクル等を推進する					
達成すべき目標	定められた計画値・目標値の達成に向けて、各種リサイクル法の円滑な施行等により、リサイクル等を推進する					
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	552	614	585	527
		補正予算(b)	203	497	500	0
		繰越し等(c)	98	△ 304	(※記入は任意)	
		合計(a+b+c)	853	807	(※記入は任意)	
執行額(百万円)	831	687	(※記入は任意)			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	日本再興戦略 二. 戦略市場創造プラン テーマ2:クリーン・経済的なエネルギー需給の実現					

測定指標	容器包装リサイクル法に基づく容器包装分別収集量(千トン)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	27年度	×
		-	「別紙のとおり」						
		年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-	/
	家電リサイクル法における特定家庭用機器の再商品化率(%)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	27年度	◎
		-	「別紙のとおり」						
		年度ごとの目標	/	-	-	-	-	-	/
	食品リサイクル法における食品関連事業者による食品循環資源の再生利用等の実施率(%)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	27年度	×
		-	「別紙のとおり」						
		年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-	/
	建設リサイクル法における特定建設資材の再資源化等の実施率(%)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	27年度	○
		-	「別紙のとおり」						
		年度ごとの目標	/	-	-	-	-	-	/
	資源有効利用促進法におけるパソコン及び小型二次電池の自主回収・再資源化率(%)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	27年度	◎
		-	「別紙のとおり」						
		年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-	/
自動車リサイクル法における自動車破砕残さ(シュレッダーダスト)及びガス発生器(エアバック類)の再資源化率(%)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成	
	年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	27年度	○	
	-	「別紙のとおり」							
	年度ごとの目標	/	-	-	-	-	-	/	
小型家電リサイクル法における使用済小型電子機器等の回収量[万ト]	基準値	実績値					目標値	達成	
	年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	27年度	-	
	-	「別紙のとおり」							
	年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-	/	
(間接)容器包装リサイクル法に基づく分別収集実施市町村数(全市町村数に対する割合)[市町村数(%)]	基準値	実績値					目標値	達成	
	年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	27年度	×	
	-	「別紙のとおり」							
	年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-	/	
(間接)小型家電リサイクル法に基づく制度参加自治体人口(全人口に対する割合)[万人(%)]	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成	
	年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	27年度	-	
	-	「別紙のとおり」							
	年度ごとの目標	/	-	-	-	-	-	/	

	<p>目標達成度合いの測定結果</p>	<p>(各行政機関共通区分) ③(相当程度進展あり)</p> <p>○容器包装リサイクル法については、全市町村に対する分別集実施市町村の割合は、ガラス製容器、ペットボトル、スチール製容器、アルミ製容器が前年に引き続き9割を超えた。また、分別収集量は、ペットボトル、プラスチック製容器包装、飲料用紙製容器、その他の色のガラス製容器は増加傾向にある。</p> <p>○また、容器包装廃棄物における回収率等は、それぞれ下記のとおり。(2012年度実績)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガラスびん 68.8%(リサイクル率) ・PETボトル 85.0%(リサイクル率) ・紙製容器包装 23.0%(回収率) ・プラスチック容器包装 40.9%(再資源化率) ・スチール缶 90.8%(リサイクル率) ・アルミ缶 94.7%(リサイクル率) ・飲料用紙容器 44.2%(回収率) ・段ボール 98.4%(回収率) <p>出典:3R推進団体連絡会</p> <p>○家電リサイクル法における平成25年度の再商品化率は、家庭用エアコン、ブラウン管式テレビ、液晶・プラズマテレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機の全品目について法定基準を上回る率が引き続き達成されている。なお、家電リサイクル法に基づく以外で不適正に処理されているものにつき、そのフローを調査するとともに、違法な行為については関係省庁等と連携して対策を図っている。</p> <p>○食品リサイクル法については、業種別に設定された平成24年度における再生利用等実施率の目標に対して、食品製造業及び食品小売業では達成されているが、食品卸売業及び外食産業では達していない。</p> <p>○建設リサイクル法については、コンクリートとアスファルトについて既に平成24年度の目標値を上回っているが、木材は達成されていない。</p> <p>○資源有効利用促進法におけるパソコン及び小型二次電池については、いずれも目標値を上回る再資源化が実施されている。</p> <p>○自動車リサイクル法については、自動車破砕残さ(シュレッダーダスト)、ガス発生器(エアバッグ類)のいずれも目標値を大幅に上回る再資源化が実施されている。</p>
<p>評価結果</p>	<p>施策の分析</p>	<p>○容器包装リサイクル法の分別収集計画量及び実施市町村の指標について目標達成状況が芳しくないのは、容器包装リサイクル法が市町村参加型の分別収集に関する促進法であり、市町村は、容器包装廃棄物の焼却・埋立て量の削減メリットと、分別収集・選別保管に係る費用支出とを勘案しながら参加を検討している背景があるものと考えられる。</p> <p>○食品リサイクル法に基づく再生利用等実施率については、分別の困難性等の理由から、食品流通の川下に行くほど低下する傾向にあり、今後、特に川下での再生利用促進施策が必要である。</p>
	<p>次期目標等への反映の方向性</p>	<p>【施策】</p> <p>【測定指標】</p> <p>○容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、食品リサイクル法については、各法の附則等に定められた見直し時期の到来を踏まえ、施行状況の点検・課題の整理を重点的に行い、その結果を受けた対応を検討している。</p> <p>○容器包装リサイクル法については、論点整理において、例えば、比較的市町村の参加率の低いプラスチック製容器包装に関して以下のとおり記載されているところ。</p> <p>「プラスチック製容器包装については、全国の総収集量の拡大を図るため、分別収集に取り組む市町村の増加、分別収集量の増加をどのように進めるべきか。」</p> <p>今後、当該論点に係る議論の結果を踏まえて、市町村の参加を促進し、分別収集量の増加を進めていく必要があり、業界団体等と連携を図りながら、すでに回収率が捕捉されている容器包装素材についてはこれらの率の向上を目指すとともに、回収率の在り方について検討を進めていく。</p> <p>○分別に協力していただいた住民が、再資源化されたものがどのように利用されているのか、その行方を具体的に把握できるような施策を講じることが重要であり、引き続きそれらの取組を進めていく。</p> <p>○家電リサイクル法については、点検結果のとりまとめ案において、以下のとおり記載されているところ。</p> <p>「再商品化率については、法定の水準と製造業者等が実際に達成している水準との間に乖離が生じていることを踏まえ、今後のリサイクル技術の進展や資源相場の変動といった事情も考慮しながら、実態に即した適切な水準となるよう、国は法定の水準を引き上げるべきである。」</p> <p>今後、とりまとめの内容を踏まえて、次期の目標値を検討する必要がある。</p> <p>○食品リサイクル法については、点検結果のとりまとめ案において、以下のとおり記載されているところ。</p> <p>「特に分別の困難性等から再生利用等実施率を大きく伸ばすことが困難な外食産業等においては、個々の事業者の実際の再生利用等実施率と目標(基準実施率)が大きく乖離している場合があり、目標を達成しようという意欲が高まらず、目標が形骸化するおそれがある。</p> <p>次期の基本方針において業種別再生利用等実施率目標の再設定を行う際には、個々の事業者の目標値である基準実施率のあり方、基準実施率の基準年のあり方を含めて検討することが必要である。」</p> <p>今後、とりまとめの内容を踏まえて、次期の目標値を検討する必要がある。</p> <p>○小型家電リサイクル法が平成24年8月に公布され、平成25年4月に施行されたところ。円滑的な制度の運用と推進を図るため、市町村等の参加を促進していく必要がある。</p> <p>○資源有効利用促進法におけるパソコン及び小型二次電池の再資源化率の更なる向上のため、引き続き、製造業者等に対して調査を実施していく必要がある。</p> <p>○自動車リサイクル法については、今後予定している制度見直しにおいて施行状況の点検・課題の整理を行うため、今回の政策評価結果も踏まえて、対応の方向性等を検討する予定である。</p>
<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>		<p>○中央環境審議会循環型社会部会の容器包装の3R推進に係る小委員会、家電リサイクル制度評価検討小委員会、食品リサイクル専門委員会、自動車リサイクル専門委員会において、各リサイクル法の施行状況等について報告等している。</p>

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○容器包装リサイクル法に基づく市町村の分別収集及び再商品化の実績について(環境省) ○家電リサイクル実績について(経済産業省、環境省) ○食品リサイクルの現状(農林水産省、環境省) ○建設副産物実態調査結果について(国土交通省) ○資源有効利用促進法に基づく自主回収及び再資源化の各事業者等による実施状況の公表について(経済産業省、環境省) ○自動車リサイクル法の施行状況(経済産業省、環境省)
----------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>担当部局名</p>	<p>大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 リサイクル推進室</p>	<p>作成責任者名 (※記入は任意)</p>	<p>リサイクル推進室長</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成26年6月</p>
--------------	--------------------------------------	----------------------------	------------------	-----------------	----------------

平成25年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

環境省25-⑩

施策名	目標4-3 一般廃棄物対策(排出抑制・リサイクル・適正処理等)					
施策の概要	一般廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理等を推進する。					
達成すべき目標	一般廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理等について施策の総合的かつ計画的な推進を図る					
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	44,490	41,565	37,694	45,184
		補正予算(b)	17,106	17,879	62,772	0
		繰越し等(c)	1,196	290,782	58,202	
		合計(a+b+c)	62,792	350,226	158,668	
執行額(百万円)	54,242	333,108	127,308			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)						

測定指標	一般廃棄物の排出量(百万トン)	基準値	実績値					目標値	達成
		H12年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H32年度	△
		55	46	45	45	45	調査中	41	
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-		
	一般廃棄物のリサイクル率(%)	基準	実績値					目標値	達成
		H24年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H29年度	×
		20	20	21	20	20	調査中	26	
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-		
	一般廃棄物の最終処分量(百万トン)	基準	実績値					目標	達成
		H9年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H27年度	○
		6.4	5.5	4.8	4.8	4.6	調査中	5.0	
	年度ごとの目標	-	-	-	-	-	-		
一般廃棄物焼却炉からのダイオキシン類の排出量(g-TEQ/年)	基準	実績値					目標	達成	
	H15年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	当面の間	○	
	71	36	33	32	32	調査中	33		
年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-			

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) ③(相当程度進展あり) (判断根拠) ○現時点において、一般廃棄物の最終処分量及び一般廃棄物焼却炉からのダイオキシン類の排出量は、すでに目標値を達成している。 ○一般廃棄物の排出量及びリサイクル率については、目標値に到達しておらず、ここ数年間横ばい状態が続いている。
	施策の分析	○環境省として一般廃棄物の3Rを推進するため、3つのガイドライン(①一般廃棄物会計基準②一般廃棄物処理有料化の手引き③市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針)を市町村に示しているが、一層の取組が必要である。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 ○一般廃棄物の3Rを総合的に推進することが重要であるとの認識に立ち、循環型社会形成推進交付金制度による廃棄物処理施設の整備を推進する。 ○3つのガイドライン(①一般廃棄物会計基準②一般廃棄物処理有料化の手引き③市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針)等をさらに市町村が進めるため、市町村への3Rの取組支援を行う。 ○さらに、災害時も含め市町村が適正に廃棄物を処理できるよう施策を推進する。 【測定指標】 上記により、測定指標に掲げた目標値を達成できるよう施策を推進する。 また、一般廃棄物のリサイクル率については、各種リサイクル法による施策の効果を考慮して、廃棄物処理施設整備計画の次期見直し時に、より実態に即した目標の設定を行うこととする。

学識経験を有する者の知見の活用	
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	日本の廃棄物処理(平成24年度版)
---------------------------	-------------------

担当部局名	大臣官房廃棄物・リサイクル部廃棄物対策課	作成責任者名	廃棄物対策課長	政策評価実施時期	平成26年6月
-------	----------------------	--------	---------	----------	---------

(※記入は任意)

平成25年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省25-⑱)

施策名	目標4-4 産業廃棄物対策(排出抑制・リサイクル・適正処理等)					
施策の概要	産業廃棄物の排出抑制・リサイクル・適正処理等を推進する。					
達成すべき目標	産業廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理等について施策の総合的かつ計画的な推進を図る。					
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	12,816	10,811	9,940	9,170
	補正予算(b)	0	4,000	1,527	-	
	繰越し等(c)	4,378	-3,991	2,691		
	合計(a+b+c)	17,194	10,820	14,158		
執行額(百万円)	17,010	10,772	14,193			
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)						

測定指標	産業廃棄物の排出量(百万トン)	基準値	実績値					目標値	達成
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	27年度	○
		419	404	390	386	381	-	423	
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		
	産業廃棄物のリサイクル率(%)	基準	実績値					目標	達成
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	27年度	△
		52	54	53	53	52	-	53	
	年度ごとの目標		-	-	-	-	-		
	産業廃棄物の最終処分量(百万トン)	基準	実績値					目標	達成
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	32年度(27年度)	○
20		17	14	14	12	-	13(18)		

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) ③(相当程度進展あり) (判断根拠) 平成19年度から平成23年度までに産業廃棄物の排出量は38百万トン減少、最終処分量は8百万トン減少し、平成27年度において達成するとしている目標を前倒して達成している。さらに、最終処分量については、第三次循環型社会形成推進基本計画において定めた平成32年度目標の達成に向けても、順調に推移している。また、リサイクル率について平成23年度は若干減少があったものの、経年の変化としては上昇傾向にある。
	施策の分析	産業廃棄物の排出量及び最終処分量は目標を前倒して達成している。一方、産業廃棄物のリサイクル率は平成20年度までは上昇傾向であったが、近年横ばい傾向となっている。これは、リサイクル率の上昇に寄与してきた金属くず、がれき類、鉱さいのリサイクル率が100%近く達し、産業廃棄物のリサイクル率の上昇への寄与度が低くなってきていることと、産業廃棄物の約4割を占める汚泥の減量化率が上昇したことが主な原因となっている。今後とも各施策を着実に推進し、各指標の更なる向上を図る。
	次期目標等への反映の方向性	最終処分量については、第三次循環型社会形成推進基本計画(平成25年5月閣議決定)中において新たに13百万トンという目標が定められ、平成25年度が初年度であった。第三次循環型社会形成推進基本計画中の指標の妥当性及び指標と実際の取組の関連性については毎年度中央環境審議会循環型社会部会等において検討を行っており、今後も引き続き同基本計画の指標・目標の妥当性及びその進捗状況についての評価点検を行いながら、取組の着実な進展を図る。また、産業廃棄物の排出量及びリサイクル率の目標値は「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」(平成22年環境省告示130号)が根拠となっている。当該方針を見直す際に併せて適切な目標値設定を図る。

学識経験を有する者の知見の活用	中央環境審議会 循環型社会部会、廃棄物処理基準等専門委員会 等
-----------------	---------------------------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	産業廃棄物排出・処理状況調査
---------------------------	----------------

担当部局名	大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 産業廃棄物課	作成責任者名 (※記入は任意)	産業廃棄物課長	政策評価実施時期	平成26年6月
-------	-------------------------	--------------------	---------	----------	---------

平成25年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省25-18)

施策名	目標4-5 廃棄物の不法投棄の防止等					
施策の概要	不法投棄等の未然防止・拡大防止対策及び残存事案対策、有害な廃棄物の適正な処理の確保等、並びに特定有害廃棄物等の適正な輸出入等の確保を推進する					
達成すべき目標	不法投棄等の未然防止・拡大防止対策及び残存事案対策、有害な廃棄物の適正な処理の確保等、並びに特定有害廃棄物等の適正な輸出入等の確保を図る					
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	3,983,092	549,252	401,278	446,388
		補正予算(b)	4,200,000	4,338,663	3,054,933	
		繰越し等(c)	-4,688,323	1,180,948	577,974	
		合計(a+b+c)	3,494,769	6,068,863	4,034,185	
執行額(千円)	3,371,000	5,292,000	(*記入は任意)			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	「第三次循環型社会形成推進基本計画」(平成25年5月31日閣議決定)第5章-第2節-6-(1)不法投棄・不適正処理対策					

測定指標	1 産業廃棄物の不法投棄件数	基準値	実績値					目標値	達成
		11年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	年度	○
		1,049	279	216	192	187	26年末頃公表予定	11年度に対し概ね半減	
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	-
	2 産業廃棄物の不法投棄量(万トン)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		11年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	年度	○
		43.3	5.7	6.2	5.3	4.4	26年末頃公表予定	11年度に対し概ね半減	
		年度ごとの目標	-	-	-	-	-	-	-
	3 5,000トンを超える産業廃棄物の不法投棄件数	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		11年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	年度	○
		-	2	2	2	0	26年末頃公表予定	0	
		年度ごとの目標	-	-	-	-	-	-	-
	4 有害廃棄物の適正な処理の確保	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	年度	-
		-	感染性廃棄物処理マニュアルを改訂	PFOS含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項を策定	新型インフルエンザ発生時の廃棄物処理事業継続計画作成例を作成	感染性廃棄物処理マニュアルを改訂	1,4-ジオキサン等について廃掃法施行令等を改正	POPs廃棄物の環境上適正な管理に関する技術ガイドラインの改訂に向けた検討	
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	-
	5 放射性物質を含む廃棄物の適正な処理の確保	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	年度	-
		-	-	-	-	放射性物質に汚染された廃棄物の測定等の調査を実施	放射性物質に汚染された廃棄物の測定等の調査を実施		
		年度ごとの目標	-	-	-	-	-	-	-
6 バーゼル法輸出承認件数	基準値	実績値					目標値	達成	
	年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	年度	-	
	-	71	57	50	51	53	-		
	年度ごとの目標	-	-	-	-	-	-	-	

7 バーゼル法輸入承認件数	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
	年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	年度	
	-	40	46	44	91	116	-	-
年度ごとの目標		-	-	-	-	-	-	-
8 廃棄物処理法輸出確認件数	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
	年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	年度	
	-	27	30	26	41	38	-	-
年度ごとの目標		-	-	-	-	-	-	-
9 廃棄物処理法輸入許可件数	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
	年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	年度	
	-	18	11	9	7	11	-	-
年度ごとの目標		-	-	-	-	-	-	-
10バーゼル法・廃掃法(輸出入関連)違反に係る告発件数	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
	年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	年度	
	-	1	0	0	0	0	-	-
年度ごとの目標		-	-	-	-	-	-	-

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) ②(目標達成) (判断根拠) 不法投棄対策等については、「5,000トンを超える産業廃棄物の不法投棄件数」は、平成24年度のみ目標値を達成しており、その他の年度は達成できていないが、いずれも目標の近傍値であること、また、「産業廃棄物の不法投棄件数」と「産業廃棄物の不法投棄量」は、すべての年度において目標値を達成した。
	施策の分析	不法投棄等の撲滅に向け、引き続き、本施策を実施する必要がある。
	次期目標等への反映の方向性	<p>【施策】 生活環境保全上の観点から、不法投棄等の未然防止・拡大防止については、不断に取り組んでいく必要があることから、今後も、不法投棄等の未然防止・拡大防止対策及び残存事案対策を推進していく。</p> <p>【測定指標】 本施策と不法投棄件数・量との因果関係は間接的であるものの、他に適当な指標の設定が困難であることから、現指標を採用しているところである。しかしながら、不法投棄等の発生については、社会全体の経済活動の動向等による外部的要因の影響を否定できないものであり、本施策の目標値として改めて適切な件数や量を設定することが難しい。一方で、不法投棄等の撲滅に向けた取り組みの必要性は何ら変更しないことから、当面は現指標を目安として実施していく。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	産業廃棄物の不法投棄等の状況(平成24年度)について http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=17550
---------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

担当部局名	大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 適正処理・不法投棄対策室	作成責任者名 (※記入は任意)	適正処理・不法投棄対策室長	政策評価実施時期	平成26年6月
-------	----------------------------------	--------------------	---------------	----------	---------

平成25年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省25-19)

施策名	目標4-6 浄化槽の整備によるし尿及び雑排水の適正な処理					
施策の概要	環境保全上効果的である浄化槽の整備による生活排水対策を講ずる。					
達成すべき目標	人口分散地域等に最適な汚水処理施設整備である浄化槽の普及を行い、生活排水の適正な処理によって健全な水環境を確保する。					
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	98	75	67	71
		補正予算(b)	0	0	0	0
		繰越し等(c)	0	0	(※記入は任意)	/
		合計(a+b+c)	98	75	(※記入は任意)	
執行額(百万円)	65	59	(※記入は任意)			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)						

測定指標	浄化槽処理人口普及率 (浄化槽普及人口の総人口に対する割合)(%)	基準値	実績値					目標値	達成
		24年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	29年度	×
	8.75	8.84	8.74	8.75	8.75	調査中	12.0		
年度ごとの目標値		-	-	-	12.0	-			

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) ④ (進展が大きくない) (判断根拠) 廃棄物処理施設整備計画に基づき、平成24年度時点で浄化槽処理人口普及率12%を目標としているが、平成24年度時点で8.75%(東北1県除く)で、ここ数年ほぼ横ばいの傾向にあり、現状では目標の達成は困難である。
	施策の分析	合併処理浄化槽の基数は年々増加傾向にあるが、浄化槽普及人口が増減しない核家族化等による1世帯あたりの人数減少に伴い、1基あたり処理人口が減少したこと等の影響を受け、浄化槽普及人口の大幅な増加は見込めない。 一方、地域において、「効率的な汚水処理施設整備のための都道府県構想」(以下、「都道府県構想」という。)を策定・見直しするためのマニュアルを国交省、農水省とともに平成25年度1月に作成し、概ね10年で各種汚水処理施設の整備を完了することを目標とした。人口減少等の社会情勢の変化やこれまでの整備状況を踏まえると、今後個別処理である浄化槽が効率的な汚水処理施設として整備される機会が増えたと見込まれる。都道府県構想の見直し及び、それに沿った市町村の浄化槽整備計画の策定・見直しによる浄化槽の普及推進に向け、「市町村浄化槽整備計画策定マニュアル」等の地方公共団体等に対する情報提供をさらに進めることが有効であると考えられる。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 今後、平成25年度の普及状況を確認した上で今期の伸び悩みの原因分析を総括して整理するとともに、今後の増加要因及び減少要因を検証し、普及促進のための施策の検討を行う。 【測定指標】 上記を踏まえ、新たな目標の設定を行う予定である(5年後の目標を予定)。

学識経験を有する者の知見の活用	汚水処理施設に関する都道府県構想の徹底した見直しを加速させ、より効率的な汚水処理施設の整備及び運営が進むよう3省が連携し、新たに3省統一の都道府県構想策定マニュアルを作成するため、検討する専門的知識を有する学識経験者等からなる委員会を設置し、様々な観点から本マニュアルに盛り込むべき内容等について意見等を聴取した。(平成25年2月～11月にかけて開催)
-----------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	「平成21～24年度末の汚水処理人口普及状況について」(農林水産省、国土交通省、環境省調べ)
---------------------------	------------------------------------------------

担当部局名	浄化槽推進室	作成責任者名 (※記入は任意)	浄化槽推進室長	政策評価実施時期	平成26年6月
-------	--------	--------------------	---------	----------	---------

平成25年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

環境省25-⑳

施策名	目標4-7 東日本大震災への対応(災害廃棄物の処理)					
施策の概要	東日本大震災により発生した災害廃棄物の安全かつ迅速な処理を推進する。					
達成すべき目標	平成26年3月末までを目途に災害廃棄物の処理・処分を完了する。 福島県については、一部平成26年3月末までの終了が困難であることから、平成25年夏頃を目処に全体の処理見通しを明らかにする。					
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	0	362,859	134,828	110,836
	補正予算(b)	762,433	0	0	0	0
	繰越し等(c)	0	21,846	215,857		
	合計(a+b+c)	762,433	384,705	350,685		
執行額(百万円)		323,030	87,029	323,626		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)						

測定指標	災害廃棄物の処理割合	基準年	実績値					目標値	達成
			23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	-	△
	年度ごとの目標値		8	58	97			100	

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) ③(相当程度進展あり) (判断根拠) ○若手県と宮城県を含む12道県において、災害廃棄物の処理は目標通り完了。 ○福島県についても一部を除き、目標期間内に処理を完了。処理が完了していない一部地域については、平成25年8月末に今後の見通しを公表。
	施策の分析	○東日本大震災からの1日も早い復旧・復興のために、災害廃棄物の早期処理完了は不可欠であり、平成26年3月末までの処理完了を目指して、施策を実施(岩手県と宮城県沿岸部に31基の仮設焼却炉と22箇所の仮設破碎選別施設を設置。18都府県で約62万トンの災害廃棄物の広域処理を実施。)。その結果、岩手県と宮城県を含む12道県については目標通り、災害廃棄物の処理を完了し、さらに災害廃棄物の約82%、津波堆積物の約99%を再生資材として公共事業等にて利用した。 ○平成26年3月末までに処理完了が困難であった福島県の一部地域について、平成25年8月末に処理の進捗状況等を総点検し、今後の見通しを公表した。この見通しに基づき、きめ細かな進捗管理を実施しつつ、市町と連携して国の代行処理等による支援を通じ、できるだけ早期の処理完了を目指して、施策を実施している。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 処理が完了していない福島県の一部地域については、進捗管理を実施しつつ、市町と連携して国の代行処理等による支援を行う。 【測定指標】 災害廃棄物の処理については、その処理割合が100%になることを目標に進めることが適当である。岩手県と宮城県の災害廃棄物の処理は目標通り完了しており、上記測定指標により福島県についてもできるだけ早期の処理完了を目指す。

学識経験を有する者の知見の活用	地盤工学会や泥土リサイクル協会と連携して、災害廃棄物及び津波堆積物からの再生資材の利用促進について、検討会を開催。
-----------------	-----------------------------------------------------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	
---------------------------	--

担当部局名	大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課	作成責任者名 (※記入は任意)	廃棄物対策課長	政策評価実施時期	平成26年6月
-------	------------------------	--------------------	---------	----------	---------